

法務委員会

法務

委員一覧（21名）

委員長	山本 保	(公明)	小野 清子	(自民)	角田 義一	(民主)
理 事	松村 龍二	(自民)	鴻池 祥肇	(自民)	樋口 俊一	(民主)
理 事	吉田 博美	(自民)	陣内 孝雄	(自民)	堀 利和	(民主)
理 事	千葉 景子	(民主)	中川 義雄	(自民)	井上 哲士	(共産)
理 事	木庭 健太郎	(公明)	野間 起	(自民)	倉田 寛之	(無)
	青木 幹雄	(自民)	今泉 昭	(民主)	本岡 昭次	(無)
	岩井 國臣	(自民)	江田 五月	(民主)	— 欠員 1 名 —	

(16.3.11 現在)

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出18件(うち本院先議5件)、本院議員提出1件及び衆議院提出(青少年問題に関する特別委員長)1件の合計20件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計19件を可決した。

また、本委員会付託の請願25種類248件のうち、2種類56件を採択した。

〔法律案の審査〕

司法制度改革 今般の司法制度改革は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、現行の司法制度を抜本的に改革しようとするものである。平成13年6月に提出された司法制度改革審議会意見書の趣旨の実現に向け、司法制度改革推進本部を中心内閣を挙げての取組が行われてきたところであり、今国会には、推進本部の設置期限(平成16年11月末)が迫る中、計10件の司法制度改革関連法案が提出された。

その中で特に注目されたのは、殺人等の重大事件の刑事裁判について、原則として裁判官3人と裁判員6人で構成される合議体で取り扱うこととする「裁判員制度」の導入を内容とする裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案であった。委員会においては、被疑者段階での国選弁護人制度の導入等を行う刑事訴訟法等の一部を改正する法律案と一括して審議され(両法律案とも衆議院で罰則の変更等の修正が行われた)、合議体の構成の妥当性、裁判員の守秘義務の範囲を明確にする必要性、捜査における取調べ状況の透明性の確保等について質疑が行われた。また、参考人からの意見聴取を行ったほか、総合法律支援に関する法律案も含め3法律案審査のため仙台市と大阪市において地方公聴会を開催した。質疑終局の後、日本共産党から、前2法律案に対し合議体の構成を改める等の修正案が提出された。刑事訴訟法改正案について討論の後、両修正案は否決され、裁判員法案は全会一致をもって、刑事訴訟法改正案は多数をもってそれぞれ可決された。なお、両法律案に対

し附帯決議が付された。

全国どこでも法律上の紛争解決に必要な情報サービスの提供を受けられる仕組みの確立を内容とする総合法律支援に関する法律案は、本法律案の意義、日本司法支援センターの業務の内容と透明性を確保するための手段等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

労働審判制度の導入を内容とする労働審判法案は、労働審判員の選任方法、本制度の利便性についての周知徹底の必要性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

行政事件訴訟につき、当事者適格に関する規定の整備等の措置を講ずることを内容とする行政事件訴訟法の一部を改正する法律案は、原告適格の判断について拡大が見込まれる具体的事例等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

知的財産関係事件についての裁判の一層の充実・迅速化を図ることを目的とした知的財産高等裁判所設置法案及び裁判所法等の一部を改正する法律案は、一括して審議がなされ、知的財産高等裁判所を設置する必要性、専門的知識に対応するための裁判官の研修の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

大学教授等に対する弁護士資格特例制度の廃止を内容とする弁護士法の一部を改正する法律案は、特例制度の趣旨と沿革、特例制度を廃止する理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

判事補及び検事が、一定期間その身分を離れ、弁護士の職務を経験することにより、能力及び資質の向上並びに職務の充実を図ることを目的とした判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案は、弁護士職務経験をさせる意義、受入れ体制の整備等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

民事関係 破産法案は、最近の倒産法制整備の総仕上げともいいくべきもので、古くなつた現行破産法（大正11年施行）の内容全体を改めるとともに、条文の配置等を見直したものである。委員会においては、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案と一緒に議題とし、倒産法制全体の見直しの理由と経緯、労働債権と租税債権の優先順位等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、両法律案は全会一致をもって可決された。なお、破産法案に対し附帯決議が付された。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案は、電子公告の正確性の確保と調査機関の役割、債権者保護に対する個別催告省略の影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

登記のオンライン申請を導入する等不動産登記法の全部改正を行うため提出された不動産登記法案及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、一括して

審議がなされ、オンライン申請制度導入の必要性及び安全確保策、登記所備付地図の役割とその整備の促進等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、不動産登記法案に対し附帯決議が付された。

刑事関係 国際犯罪の増加に対し、諸外国との捜査協力を円滑に進めるため、国際捜査共助の手続及び要件の特例等を設けるため提出された**国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律**の一部を改正する法律案は、捜査共助における双罰性要件の緩和の理由、今後の諸外国との刑事共助条約締結拡大への取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

入管・難民制度 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、外国人犯罪の深刻化、不法滞在者が25万人を超える現状に対する適正かつ厳格な出入国管理の実現のため、不法滞在に係る罰金刑の大幅引上げ等の制度整備、また、難民問題が内外の大きな関心を集め、公正な手続で難民の適切な庇護を図るため、仮滞在許可制度の創設等の難民認定制度の見直しを行うために提出された。また、出入国管理業務と難民認定業務とを分離させ、法務省から独立した難民認定委員会が認定手続を行うこと等を内容とする**難民等の保護に関する法律案**が参議院議員から発議された。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、入国管理業務と難民認定業務の分離の必要性、仮滞在許可制度の柔軟な運用の必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。入管法改正案について、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案及び衆議院青少年問題に関する特別委員長提出の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案が可決された。

[国政調査等]

3月11日、法務行政の基本方針について野沢法務大臣から所信等を聴取した。

同日、第158回国会閉会後の1月14日、15日の2日間の両日、静岡県及び愛知県において実施した司法行政及び法務行政等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、法務行政の基本方針について質疑を行い、我が国の治安の現状と悪化原因、不法滞在者を減らすための入国管理体制強化の必要性、裁判員制度導入の意義と合議体の人数構成等が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度法務省予算等の審査を行い、事件数増加と裁判迅速化に対応するための裁判所の施設整備の実態、PFI方式による刑務所整備の取組状況、保護司制度が果たしている役割と保護司確保のための取組等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年3月11日（木）（第1回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針について野沢法務大臣から所信を聴いた。
- 平成16年度法務省及び裁判所関係予算について実川法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年3月16日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、角田義一君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上3案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月18日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
以上両案について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。
〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年3月23日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について野沢法務大臣、実川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年3月24日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

(裁判所所管及び法務省所管)について野沢法務大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 千葉景子君(民主)、松村龍二君(自民)、吉田博美君(自民)、木庭健太郎君(公明)、井上哲士君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年3月30日(火)(第6回)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

弁護士法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

以上3案をいずれも可決した。

(閣法第13号)賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第14号)賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第15号)賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○破産法案(閣法第41号)

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第42号)

以上両案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月1日(木)(第7回)

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○破産法案(閣法第41号)

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第42号)

以上両案について野沢法務大臣、実川法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 松村龍二君(自民)、角田義一君(民主)、今泉昭君(民主)、木庭健太郎君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成16年4月6日(火)(第8回)

○破産法案(閣法第41号)

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第42号)

以上両案について参考人駿河台大学長・法制審議会倒産法部会長竹下守夫君、日本弁護士連合会副会長宮崎誠君及び東京商工会議所中小企業金融委員会副委員長石井卓爾君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○破産法案（閣法第41号）

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）

以上両案について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 角田義一君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第41号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第42号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、破産法案（閣法第41号）について附帯決議を行った。

○平成16年4月8日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）について野沢法務大臣から趣旨説明を聴き、

難民等の保護に関する法律案（参第14号）について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた後、

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、同小川敏夫君、野沢法務大臣、実川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岩井國臣君（自民）、千葉景子君（民主）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

また、両案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成16年4月13日（火）（第10回）

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

難民等の保護に関する法律案（参第14号）

以上両案について参考人東京都立大学法学部長前田雅英君、移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局次長鈴木健君、中央大学法科大学院教授横田洋三君及び日本弁護士連合会難民認定問題調査研究委員会委員長渡邊彰悟君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井

上哲士君（共産）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

難民等の保護に関する法律案（参第14号）

以上両案について野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕角田義一君（民主）、千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）

○平成16年4月15日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

難民等の保護に関する法律案（参第14号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）を可決した。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、江田五月君（民主）、千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第61号）賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 民主

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月20日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）について野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、樋口俊一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第43号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月22日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第52号）について野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、小川敏夫君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第52号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 労働審判法案（閣法第64号）（衆議院送付）について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成16年4月27日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 労働審判法案（閣法第64号）（衆議院送付）について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人社団法人日本経済団体連合会司法制度労働検討部会部会長小島浩君、U I ゼンセン同盟会長高木剛君及び弁護士石崎信憲君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、大脇雅子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、大脇雅子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・質疑

〔質疑者〕 大脇雅子君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第64号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年5月11日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について野沢法務大臣から趣旨説明を、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君から説明を、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君から説明を聴いた後、野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

また、両案について参考人の出席を求める 것을決定した。

○平成16年5月13日（木）（第16回）

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学法学部教授長谷部恭男君、弁護士・早稲田大学法科大学院教授四宮啓君、共同通信社論説委員土屋美明君及び弁護士・市民の裁判員制度つくろう会運営委員伊藤和子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

- 総合法律支援法案（閣法第69号）（衆議院送付）について野沢法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員泉房穂君から説明を聴いた。

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）**総合法律支援法案（閣法第六九号）（衆議院送付）**

以上3案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

- 政府参考人の出席を求める 것을決定した。

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君、野沢法務大臣、実川法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年5月18日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求める 것을決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君、野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、松村龍二君（自民）、千葉景子君（民主）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年5月20日（木）（第18回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員与謝野馨君、同漆原良夫君、同佐々木秀典君、野沢法務大臣、実川法務副大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 江田五月君（民主）、角田義一君（民主）、井上哲士君（共産）、松村龍二君（自民）

（閣法第67号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第68号） 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 総合法律支援法案（閣法第69号）（衆議院送付）について野沢法務大臣、実川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、木庭健太郎君（公明）

○平成16年5月25日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 総合法律支援法案（閣法第69号）（衆議院送付）について野沢法務大臣、実川法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人京都大学教授山本克己君、弁護士・日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部事務局長小林元治君、消費生活専門相談員岡田ヒロミ君及び弁護士松本三加君から意見を聴き、各参考人に對し質疑を行った後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕 千葉景子君（民主）、角田義一君（民主）、井上哲士君（共産）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・質疑

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

(閣法第69号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月27日（木）（第20回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成16年6月1日（火）（第21回）

- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について参考人元最高裁判所判事園部逸夫君、日本弁護士連合会行政訴訟改革等検討委員会統括副委員長斎藤浩君及び弁護士菊池信男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 江田五月君（民主）、岩井國臣君（自民）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

(閣法第66号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成16年6月3日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○ 知的財産高等裁判所設置法案（閣法第62号）（衆議院送付）

裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）

以上両案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、岩井國臣君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○ 平成16年6月10日（木）（第23回）

○ 知的財産高等裁判所設置法案（閣法第62号）（衆議院送付）

裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第62号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第63号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○ 政府参考人の出席を求める 것을決定した。

○ 不動産登記法案（閣法第75号）（衆議院送付）

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）

以上3案について野沢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○ 不動産登記法案（閣法第75号）（衆議院送付）

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上両案について野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第75号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第76号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、不動産登記法案（閣法第75号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）につ

いて野沢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、角田義一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第70号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第43号）（衆議院提出）について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長武山百合子君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理葉梨康弘君、野沢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 吉川春子君（共産）※委員外議員

（衆第43号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成16年6月16日（水）（第24回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第2678号外55件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第82号外191件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官につき、判事の員数を42人、判事補の員数を10人増加するほか、これまで沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判官の員数を裁判所職員定員法中に組み入れ、これらを通じて判事の員数を1,517人に、判事補の員数を845人に、簡易裁判所判事の員数を806人にそれぞれ改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を10人増加するとともに、これまで沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判所の職員の員数390人を裁判所職員定員法中に組み入れることにより、裁判官以外の裁判所の職員の員数を2万2,073人に改める。
- 三、この法律は、平成16年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、国民に身近で分かりやすく、迅速で充実した司法を目指す司法制度改革を実効あらしめるため、裁判官及びその他の裁判所職員の増員、施設の充実など、裁判所の人的・物的態勢を大幅に拡充・整備することに努めるべきである。

右決議する。

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養について、その相互間の連携の強化により一層の充実を図るとともに、その体制の整備等を図るため、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合し、新たに裁判所職員総合研修所を設置するなど所要の法整備を行おうとするものであり、その主要な内容は次のとおりである。

- 一、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所の設置規定を削除し、裁判所職員総合研修所の設置規定を置く。
- 二、裁判所速記官補の設置規定を削除する。
- 三、この法律は、平成16年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、裁判員制度導入等も展望しつつ、逐語録に対する需要に的確にこたえられる態勢を整備するとともに、裁判所速記官が将来の執務態勢及び執務環境等について不安全感を抱くことのないよう十分な配慮をすべきである。

右決議する。

弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、大学の法律学の教授又は助教授の職に在った者等の弁護士資格の特例制度の見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 弁護士となる資格の特例の見直し

- 1 一定範囲の大学の法律学の教授等の職に5年以上在った者に対し、司法試験に合格していなくても弁護士となる資格を付与する制度を廃止する。
- 2 司法試験合格後、一定範囲の大学の法律学の教授等の職に在った期間が5年以上となる者に対して、所定の研修を修了することを要件として弁護士となる資格を付与する。
- 3 司法試験合格後、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は内閣法制局参事官等の職に在った期間が5年以上となる者に対して弁護士となる資格を付与している制度について、これらの者にも所定の研修を修了することを要件として付加する。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正法の施行の際、すでに現行法の規定により弁護士となる資格を有している者（一定範囲の大学の法律学の教授等の職に在った期間が5年以上となっている者等）については従前の例によるものとすることなどの経過措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】

政府及び関係機関は、本法の施行に当たり、弁護士資格の特例制度において課される研修については、司法修習の理念に基づき、対象となる者の職歴の特性に応じ、弁護士実務に必要な能力を涵養するものとなるよう、十分な時間を確保し、内容の充実に格段の配慮をすべきである。

右決議する。

破産法案（閣法第41号）（先議）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化とこれに伴う破産事件の著しい増加にかんがみ、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともにその実効性及び公正さを確保するため、債権の調査及びその確定の手続、配当手続等の簡素合理化、管轄裁判所の拡大、破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充等の措置を講ずるとともに、破産手続における各種の債権の優先順位の見直し、破産財団に属しない財産の範囲の拡張、否認制度の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 破産手続全体の見直し

1 手続の迅速化及び合理化

- ① 親子会社等の事件の一体処理を可能とするため管轄裁判所を拡大する。

- ② 債権の調査・確定手続を簡素・合理化する。
- ③ 小規模な破産事件について配当手続を簡易化する。

2 手続の公正さの確保

- ① 包括的禁止命令、保全管理命令等を導入するなど保全処分を充実する。
- ② 破産者の重要財産開示義務を創設する。
- ③ 破産会社の役員等に対する損害賠償請求権の査定の制度を導入する。

二 個人の破産・免責手続の見直し

- 1 手続の迅速化を図るため、破産手続と免責手続とを一体化する。
- 2 非免責債権を拡張する（生命侵害等の不法行為債権・養育費債権）。
- 3 自由財産（破産者の手元に残る財産）の範囲を拡張する。

三 倒産実体法の見直し

- 1 債権の優先順位について労働債権の一部を引き上げ、租税債権の一部を引き下げる。
- 2 賃貸人が破産した場合の賃借人の保護を強化する。
- 3 適正価格売却の否認リスクの軽減等否認制度を整備する。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の点につき格段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、内容、民事再生法及び会社更生法との相違等について、関係団体をはじめ広く国民に周知徹底すること。
- 二 労働債権の保護については、多様化する労働形態に対応した配慮及び債権者に対する情報提供努力が十分なされるよう周知徹底するとともに、企業倒産に伴うセーフティネットの必要性から、労働債権と他の債権との調整について引き続き検討すること。
また、ILO173号条約を早期に批准すること。
- 三 債務者の生活再建に資するとの視点に基づく自由財産の拡張の裁判については、事案に応じて、自動車等も含めた多様な物件が対象となり得る柔軟かつ機動的な制度である旨を周知徹底すること。
- 四 個人破産件数が極めて多い状況にかんがみ、その破産手続が適正に行われるための法的支援が受けられるよう、法律扶助関係予算の大幅な増額を図ること。
- 五 破産者に対する資格制限については、それぞれの制度の趣旨を踏まえつつ、破産者の経済生活の再生の機会を確保する観点も考慮し、必要な見直しについて検討すること。
- 六 新しい破産手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の一層の整備に努めること。
- 七 破産法の改正により、労働組合運動その他正当な活動が阻害されないものであることを周知徹底すること。
- 八 個人の保証人が過大な責任を負わないよう、合理的な保証制度を確立するため、包括

根保証の撤廃も含め、保証制度全体の見直しを早急に進めること。

右決議する。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第42号）（先議）

【要旨】

本法律案は、破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法等の倒産処理手続関係法律、民法その他関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要旨】

本法律案は、高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能とするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株式会社についての電子公告制度の導入

- 1 株式会社の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電子公告（電磁的方法により不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置を執ること）により行うこともできる。
- 2 会社の公告を電子公告により行うときは、公告事項の種類に応じて法定の期間しなければならない。
- 3 2の公告期間中に公告の中止（1の状態に置かれた情報が当該状態に置かれなくなったこと又は当該状態に置かれた後改ざんされたこと）があった場合においても、所定の要件を満たすときは公告の中止は公告の効力に影響を及ぼさない。
- 4 電子公告を公告の方法とする株式会社は、定款には電子公告を公告の方法とする旨のみ記載又は記録すれば足りるものとし、1の情報の提供を受けるために必要な事項であって法務省令に定めるものを登記しなければならない。
- 5 電子公告を行う株式会社は、電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が1の状態に置かれているかどうかについて、調査機関の調査を受けなければならない。調査機関は、法務大臣の登録を受けるものとし、調査の後遅滞なく、その結果を電子公告をした株式会社に通知しなければならない。
- 6 株主代表訴訟の場合の公告又は通知以外の訴え提起があった旨の公告については、その公告義務を撤廃する。

二、貸借対照表の公開の方法の見直し

- 1 電子公告を公告の方法とする株式会社が貸借対照表の公告をする場合には、貸借対照表の全文を公告するものとし、調査機関の調査は不要とする。
- 2 電子公告を公告の方法としない株式会社は、現行の電磁的公示の方法による貸借対

照表の公開を行うことができるが、電子公告を公告の方法とする株式会社はこの限りでない。

三、株式会社の各種債権者の保護手続における個別催告の省略等

- 1 合併及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続並びに会社分割における承継会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、知れている債権者に対する個別催告を不要とする。
- 2 会社分割における分割会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、不法行為によって生じた債権を有する者以外の知れている債権者に対する個別催告を不要とする。

四、合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等

合名会社・合資会社の合併については、存続会社又は新設会社が株式会社である場合の債権者保護手続については個別催告の省略は認めない。それ以外の場合については、株式会社の合併における債権者保護手続と同様の取扱いをする。

五、有限会社の各種債権者の保護手続における個別催告の省略等

有限会社が合併等に際して行う各種債権者保護手続については、三と同様の取扱いをする。株式会社から有限会社、有限会社から株式会社への組織変更の決議の内容についての株主等に対する公告及び通知の義務は撤廃する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 一 電子公告制度の導入や各種債権者保護手続における個別催告の省略等が株主や債権者等会社の利害関係人に重大な影響を与えることにはかんがみ、高齢者等の情報格差の状況も考慮して、その保護に欠けることのないよう制度の目的、内容、手続等について十分周知徹底を図ること。
- 二 電子公告制度の導入に当たっては、株主や債権者等会社の利害関係人の保護が十分図られるよう、電子公告調査機関の登録基準等について適正な運用に努めるとともに、施行後の実績を踏まえ、必要に応じその見直しを含め適切に措置すること。

右決議する。

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助の手続及び要件の特例を設けるとともに、国際捜査共助等の円滑な実

施を図るため、受刑者証人移送制度に関する規定その他の所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国際捜査共助法の一部改正

一、題名

法律の題名を国際捜査共助法から「国際捜査共助等に関する法律」に改める。

二、国際捜査共助の手続及び要件の特例等に関する規定の整備

1 手続の特例

条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行う。

2 要件の特例

条約に別段の定めがある場合には、双罰性がないとき又は証拠の不可欠性の書面がないときであっても、共助をすることができる。

三、国内受刑者に係る受刑者証人移送に関する規定の整備

1 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があった場合において、国内受刑者が書面により同意し、移送する期間が30日を超えないときなどの場合で、要請に応ずることが相当であると認めるときは、受刑者証人移送の決定をする。

2 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間（身体の拘束を受けていなかった期間を除く。）は、刑の執行を受けた期間とみなす。

四、外国受刑者の拘禁に関する規定の整備

1 檢察官は、日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があった外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならない。

2 外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者については、その引渡しを受けた日から30日以内に当該外国の官憲に引き渡さなければならない。

五、業務書類等に関する証明書に関する規定の整備

1 檢察官又は司法警察員は、業務書類等（業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。）の作成状況等に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、その作成者等に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

2 1による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣が共助の要請の受理を行う。

二、一により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第三 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 国際化する犯罪の捜査に関し、適正な手続の下、国際間の捜査協力を拡充、強化することが必要であることにかんがみ、諸外国との刑事共助条約の締結の拡大に努めること。
- 二 受刑者証人移送制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、移送期間の取扱い等について周知を図るとともに、証人移送の決定に際し、受刑者本人の意思を十分確認、尊重すること。
- 三 外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者を拘禁するに当たっては、当該外国受刑者の人権を十分尊重し、適切な処遇を行うこと。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、出入国管理の現状等にかんがみ、不法滞在者等を減少させるため、罰則の強化その他所要の制度整備を行うとともに、近時の国際情勢の変化等に伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことにかんがみ、難民のより適切な庇護を図るため、難民認定制度の見直しを行うほか、障害者の社会活動を不当に阻むことのないよう精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不法滞在者等を減少させるための制度整備

- 1 不法滞在に係る罰金を現行の30万円から300万円に引き上げる。
- 2 悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を現行の5年間から10年間に伸長する。
- 3 自ら出頭した不法滞在者を簡易・迅速な手続により出国させる出国命令制度を創設し、その上陸拒否期間を現行の5年間から1年間に短縮する。

二、在留資格の取消し制度の新設

偽りその他不正の手段により上陸許可を受けるなど本来我が国に入国・在留できない外国人や現に有する在留資格に応じた活動を正当な理由なく一定期間行っていないなど引き続き在留を認める必要性のない外国人に対して、意見聴取等の手続を執った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消す制度を新設する。

三、難民認定制度の見直し

難民認定申請中の者及び難民として認定された者の法的地位の安定化を早期に図るため、難民認定制度の見直しを行う。

1 仮滞在許可制度の新設

- イ 不法滞在者である難民認定申請中の者について、仮滞在許可制度を創設することとし、同許可を受けた者については、退去強制手続を停止し、難民認定手続を退去強制手続に先行して行う。

ロ 仮滞在許可を受けていない者についても、難民認定申請中の間は、送還を行わない。

ハ 法務大臣は、仮滞在を許可するに当たっては、同制度の濫用防止を図るため、住居や行動範囲の制限等の条件を付し、その条件に違反した場合には許可の取消し等の措置を講ずることができる。

2 難民として認定された者の法的地位の安定化

難民と認定された者で、一定の要件を満たす者には、一律に定住者の在留資格を付与する。

3 不服申立制度の見直し

難民認定手続の公正性・中立性を高める観点から、第三者を不服申立審査手続に関与させる難民審査参与員制度を設ける。

四、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直し

精神上の障害のある外国人を一律に上陸拒否の対象としているのを改め、拒否対象者を精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者等で、所定の補助者が随伴しないものに限定する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令の定める日から、四については、公布の日から起算して2月を経過した日からそれぞれ施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 出国命令制度及び在留資格取消し制度など各種の対策を実施する際は、本邦に在留している外国人の人権や生活環境等を十分配慮し、適切な運用を行うこと。
- 二 退去強制手続、在留特別許可等の運用に当たっては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分配慮し、適切に措置すること。
- 三 出入国管理及び難民認定法に定める諸手続に携わる際の運用や解釈に当たっては、難民関連の諸条約に関する国連難民高等弁務官事務所の解釈や勧告等を十分尊重すること。
- 四 難民認定手続における仮滞在許可に当たっては、本邦への直接入国、上陸後6か月以内の申請、証拠資料の提出等の要件について、申請者の事情を十分斟酌し、実情に即した運用が行われるよう留意すること。
- 五 難民認定手続が適正・迅速に行われるよう人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官等の一層の能力向上を図るため、面接調査の手法、人権関連法規、国際情勢等の専門技術や知識の習得について、定期的な訓練や研修等を実施すること。また、手続の客觀性・透明性確保のための適切な措置を講ずること。
- 六 難民審査参与員の人選に当たっては、専門性を十分確保する観点から、日本弁護士連合会、国連難民高等弁務官事務所及びN G O等の民間の難民支援団体からの推薦者を含

め適任者を選出するよう留意すること。

七 難民と認定された者及び難民申請中の者への各種生活支援については、関係予算の拡充、保護政策の一層の整備等を図るとともに、国連難民高等弁務官事務所やN G O等の民間の難民支援団体との連携の強化を図ること。

八 入国管理センター等に収容されている退去強制手続中の外国人については、人権に十分配慮した適切な処遇を行うとともに、仮放免の的確な運用に努めること。

九 仮滞在許可制度、難民認定における不服申立制度等、難民認定に関する各種制度について、その運用状況を勘査しつつ3年後を目途に検討を行うこと。

右決議する。

知的財産高等裁判所設置法案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、その保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、設置

東京高等裁判所に、特別の支部として、知的財産高等裁判所を設ける。

二、取扱事件

東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱う。

三、司法行政事務等

- 1 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官を定めることとし、その裁判官のうち1人に知的財産高等裁判所長を命ずる。
- 2 知的財産高等裁判所がその司法行政事務を行うのは、そこに勤務する裁判官の会議の議によるものとし、知的財産高等裁判所長が、これを総括する。
- 3 知的財産高等裁判所の庶務をつかさどらせるため、知的財産高等裁判所事務局を置く。

四、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、その保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての審理の一層の充実及び迅速化を図るため、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化、特許権等に関する侵害訴訟

と無効審判との関係の整理等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化

知的財産に関する事件において、裁判所調査官が、口頭弁論期日等において当事者に対する釈明や証人等に対する発問を行い、裁判官に対して意見を述べる等の権限を有する旨の規定等を設ける。

二、審理における営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化

- 1 裁判所は、当事者等に対し、準備書面又は証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は開示してはならない旨を命ずることができる。
- 2 裁判所は、書類提出命令の審理に当たり、書類の提出を拒む正当な理由があるかどうかについて意見を聞くことが必要であると認めるときは、当事者等に対し、当該書類を開示することができる。
- 3 特許権等の侵害訴訟において、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて営業秘密に該当するものにつき当事者等が当事者本人又は証人等として尋問を受ける場合について、憲法の認める範囲内での公開停止の要件・手続を明確化する。

三、特許権等に関する侵害訴訟と無効審判との関係の整理等

- 1 特許権等の侵害訴訟等において、特許等が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者等は、相手方に対しその権利を行使することができない。
- 2 特許庁長官は、裁判所に対し、侵害訴訟等の訴訟記録のうち審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。

四、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

労働審判法案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、個々の労働者と事業主との間における労働関係に関する民事紛争が増加していることにかんがみ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るために、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が行う労働審判の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働審判手続の主体

裁判所は、裁判官である労働審判官1名、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名で組織する労働審判委員会で労働審判手続を行う。

二、労働審判手続の進行及び迅速な審理

- 1 労働審判手続は、地方裁判所において行うものとし、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には労働審判を行う。

- 2 労働審判手続は、労働審判官が指揮し、特別の事情がある場合を除き、3回以内の期日で審理を終結しなければならない。

三、労働審判

- 1 労働審判委員会は、当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。
- 2 労働審判に不服のある当事者は、審判書の送達又は労働審判の告知を受けた日から2週間以内に裁判所に異議の申立てをすることができ、適法な異議の申立てがあったときは労働審判はその効力を失う。
- 3 適法な異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。
- 4 労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判事件を終了させることができる。

四、訴訟手続との連携

- 1 労働審判に対し適法な異議の申立てがあったときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、労働審判手続の申立ての時に、労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。
- 2 労働審判を行うことなく労働審判事件が終了した場合についても、1と同様とする。
- 3 1及び2の場合における訴えの提起の手数料については、労働審判手続の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めれば足りる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 労働審判制度が、近年の個別労働関係事件の増加に適切に対応し、労使関係の専門的知識経験を生かした迅速・適正な紛争解決の促進を図る見地から導入されたことにかんがみ、制度の目的、内容、手続等について広く国民に周知徹底し、その利用促進に努めること。
- 二 労働審判員の任命については、公正性と中立性を確保し、労使関係に十分通じた適任者を選任するとともに、その資質・能力の向上を図るために適切な教育・研修が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めること。
- 三 労働審判手続の実施については、労働審判員の確保の状況及び労働審判手続の状況等を見極めつつ、国民の制度利用に支障を生じないよう、必要な体制整備に努めること。
- 四 労働審判制度の実施状況等を踏まえ、将来、関係者の意見を聴きつつ必要に応じ、訴訟手続に労使関係の専門家が参画する労働参審制に関し、導入の当否について検討する

こと。

右決議する。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、行政事件訴訟につき、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、当事者適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、救済範囲の拡大

- 1 原告適格の判断において、法律の趣旨・目的や処分において考慮されるべき利益の内容・性質などを考慮すべき旨を規定する。
- 2 一定の要件の下で行政庁が処分をすべきことを義務付ける訴訟類型として、義務付け訴訟を法定する。
- 3 一定の要件の下で行政庁が処分をすることを事前に差し止める訴訟類型として、差止訴訟を法定する。

二、審理の充実・促進

裁判所は、釈明処分として、行政庁に対し、裁決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができる。

三、行政事件訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組み

- 1 被告適格を有する行政庁を特定する原告の負担を軽減するため、抗告訴訟については処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とする。
- 2 国又は独立行政法人等を被告とする抗告訴訟の管轄裁判所を拡大する。
- 3 「処分があったことを知った日から3か月」とされている取消訴訟の出訴期間を6か月に延ばす。
- 4 行政庁は、処分又は裁決をする際、その相手方に対し、取消訴訟の被告、出訴期間、不服申立前置等を書面で教示しなければならない。

四、本案判決前における仮の救済制度の整備

- 1 執行停止の要件について、損害の性質のみならず、損害の程度や処分の内容及び性質が適切に考慮されるように、「回復の困難な損害」の要件を「重大な損害」に改める。
- 2 一定の要件の下で、裁判所が、行政庁に対し、処分をすべきことを仮に義務付け、又は処分をすることを仮に差し止める裁判をすることができる制度を新設する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について、格段の配慮をすべき

である。

- 一 本法については、憲法で保障された裁判を受ける権利を広く実質的に保障する観点から、訴訟要件を緩和した今回の改正の趣旨を生かした柔軟な運用がされるよう、また、行政訴訟において適用される諸法規の解釈においても、憲法及び法令において保護された諸権利・諸価値が保障されるよう周知徹底に努めること。
- 二 第三者の原告適格の拡大については、公益と私益に単純に二分することが困難な現代行政における多様な利益調整の在り方に配慮して、これまでの運用にとらわれることなく、国民の権利利益の救済を拡大する趣旨であることについて周知徹底に努めること。
- 三 義務付けの訴え及び差止めの訴えについては、取消訴訟を中心とした訴訟の仕組みを改め、その要件等を明確化し、救済方法を拡充するという今回の改正の趣旨を生かし、柔軟な運用がされるべき趣旨であることについて周知徹底に努めること。
- 四 仮の義務付け及び仮の差止めの制度は、行政訴訟による本案判決前の救済を実効的なものとする今回の改正の趣旨を生かし、柔軟な運用がされるべき趣旨であることについて周知徹底に努めること。
- 五 公法上の法律関係に関する確認の訴えについては、これまでの運用にとらわれることなく、その柔軟な活用を通じて国民と行政との間の多様な関係に応じた実効的な権利利益の救済を可能にする趣旨であることについて周知徹底に努めること。
- 六 政府は、適正な行政活動を確保して国民の権利利益を救済する観点から、行政訴訟制度を実質的に機能させるために、個別行政実体法や行政手続、行政による裁判外の紛争解決・権利救済手続も視野に入れつつ、所要の体制の下で、必要な改革を継続すること。
右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象事件

1 原則

- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- (二) 法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの

2 対象事件からの除外

裁判員、その親族等の生命、財産等に危害が加えられるおそれがある事件については、例外的に、裁判官の合議体で取り扱う。

二、合議体の構成

- 1 裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人とする。

2 第1回公判期日前の準備手続を主宰した裁判所は、準備手続の結果、被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、かつ、事件の内容等を考慮して適當と認めるときは、事件を裁判官1人及び裁判員4人の合議体で取り扱うことができる。

三、裁判官・裁判員の権限及び評決

- 1 有罪・無罪の決定及び量刑の判断は、裁判官と裁判員の合議体の過半数であって、裁判官及び裁判員のそれぞれ1人以上が賛成する意見による。
- 2 法令の解釈及び訴訟手続に関する判断は、裁判官の過半数の意見による。

四、裁判員の資格・選任手続等

- 1 衆議院議員の選挙権を有する者の中から、1年毎に無作為抽出で裁判員候補者名簿を作成し、裁判員は、その中から事件毎に無作為抽出する。
- 2 欠格事由及び就職禁止事由等に該当する者、不公平な裁判をするおそれがある者並びに当事者から理由を示さない不選任請求をされた者は、裁判員となることができない。辞退事由に該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。
- 3 裁判員は、公判期日への出頭義務、守秘義務等の義務を負う。義務違反その他一定の場合に、裁判員は解任される。
- 4 裁判員には、旅費、日当等を支給する。

五、裁判員の参加する裁判の手続

- 1 裁判所は、第1回公判期日前に、公判前整理手続を行わなければならない。
- 2 裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重にならないようにしつつ、裁判員が十分に職責を果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすくすることに努めなければならない。
- 3 裁判員の証人に対する尋問、被告人に対する質問等に関する規定を設ける。

六、評議

- 1 裁判長は、裁判員に必要な法令の説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるよう整理し、裁判員の発言機会を十分設けるなど、裁判員が職責を十分に果たすことができるよう配慮しなければならない。
- 2 裁判官と裁判員が行う評議並びに裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見とその多少の数について漏らしてはならない。

七、裁判員の保護のための措置

- 1 労働者が裁判員であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、氏名等の裁判員を特定するに足りる情報を公にしてはならない。
- 3 何人も、被告事件に関し、裁判員に接触してはならない。

八、罰則

- 1 裁判員又は補充裁判員に請託をした者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に

処する。

- 2 審判に影響を及ぼす目的で、裁判員等に意見を述べたり、情報を提供した者も1と同様とする。
- 3 裁判員等に対し、威迫の行為をした者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
- 4 裁判員若しくは補充裁判員又はこれらの職にあった者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、裁判員等の職にあった者が、財産上の利益を得る目的がなく評議の経過を漏らした場合には、50万円以下の罰金に処する。
- 5 裁判員候補者が、質問票に虚偽の記載をした場合は、50万円以下の罰金に処する。

九、附則

- 1 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようになることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

十、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、裁判員等又は裁判員等の職にあった者の守秘義務違反に対する罰則のうち懲役刑について「1年以下の懲役」から「6月以下の懲役」への引下げ、国に対して国民が裁判員として裁判に参加しやすい環境を整備する努力義務を課す旨の規定及び施行3年後の見直し規定の附則への追加等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 裁判員制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行うこと。
- 二 裁判員制度の施行までの準備を行う過程において、制度の円滑な実施の観点から必要な場合には、制度上の手当てを含めて適切に対処すること。
- 三 裁判員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること。
- 四 裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる事由を政令で定める場合には、幅広い国民の良識を裁判に反映するという制度の趣旨及び国民の負担を過重なものとしないという要請に十分な配慮をすること。

五 本法第74条による実施状況に関する資料の公表に当たっては、裁判員制度の運用の改善などのための検討に資するようにするという同条の趣旨を十分に踏まえること。

六 附則第3条を踏まえ、仕事や家庭をかかえた国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるよう社会的環境の整備に一層努めること。

右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、充実した争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充、連日的開廷の確保のための規定の整備等を行うとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入等のため、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑事訴訟法の一部改正

一、刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策の導入

1 公判前整理手続等の創設

- (一) 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、第1回公判期日前に公判前整理手続を、また、第1回公判期日後に期日間整理手続をそれぞれ行うことができる。
- (二) 検察官、弁護人又は被告人は、公判期日において証拠により証明しようとする事実を明らかにして、証拠の取調べを請求しなければならない。裁判所は、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。
- (三) 公判前整理手続又は期日間整理手続が終わった後には、原則として、証拠調べを請求することができない。

2 証拠開示の拡充・ルールの明確化

- (一) 検察官は、被告人又は弁護人に、検察官請求証拠の開示に加え、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人又は弁護人の主張に関連する証拠について、開示の必要性の程度と弊害の内容及び程度を考慮し、速やかに開示しなければならない。
- (二) 裁判所は、開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、証拠の開示を命じなければならない。
- (三) 被告人及び弁護人は、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない。これに違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ただし、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関

係人の名誉等の事情を考慮する。

- 3 裁判所は、できる限り、連日開廷しなければならない。
- 4 裁判所は、出頭命令等に従わない検察官又は弁護人に対し、過料の制裁を科すことができる。

5 即決裁判手続の創設

- (一) 事案が明白で軽微な一定の事件について、被疑者の同意があるときは、即決裁判手続によることができる。即決裁判手続においては、簡易な方法で証拠調べをして、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。
- (二) 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には刑の執行猶予の言渡しをしなければならず、また、罪となるべき事実の誤認を理由とする控訴はできない。

二、公的弁護制度の整備

1 被疑者に対する公的弁護制度の導入

死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者が勾留され、貧困等の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、被疑者のため弁護人を付さなければならない。

ただし、改正法施行後、3年程度を経過した後は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件を対象とする。

2 弁護人の選任要件及び選任手続の整備

- (一) 弁護人選任の請求をする被疑者は、資力申告書を提出しなければならない。基準額以上の資力がある被疑者については、私選弁護人選任の申出を行ったが、弁護人となろうとする者がいなかつことなどを国選弁護人選任の要件とする。
- (二) 任意的弁護事件の場合の被告人についても、被疑者の場合に準じ、資力申告書の提出を義務付けるなど、選任要件及び選任手続を整備する。

第二 少年法の一部改正

国選弁護人が付された少年の被疑者が、家庭裁判所に送致されたときには、その弁護人選任について効力を失う。

第三 検察審査会法の一部改正

一、検察審査会制度の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

- 1 検察審査会が起訴相当の議決をした後、検察官が再考をしても不起訴処分を維持したときは、検察審査会は、再審査を行い、起訴をすべき旨の議決をすることができる。
- 2 裁判所から指定された弁護士が、起訴をすべき旨の議決に従って、公訴の提起及びその維持に当たる。

二、検察審査会の審査を充実させるための措置

検察審査会は、法律に関する専門的な知見を補うため、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。

三、罰則

- 1 檢察審査員等が召集に応じないとき又は宣誓を拒んだときは、10万円以下の過料に処する。
- 2 檢察審査員等又は検察審査員等の職にあった者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、検察審査員等の職にあった者が、財産上の利益を得る目的がなく評議の秘密を漏らした場合には、50万円以下の罰金に処する。
- 3 檢察審査員等に対し、威迫の行為をした者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
- 4 檢察審査員に不正の請託をした者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、開示された証拠の目的外使用の禁止の規定に違反した場合の措置について、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉等の事情を考慮する旨の規定の追加、検察審査員等又は検察審査員等の職にあった者が守秘義務に違反し、評議の秘密や職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則について、懲役刑を「1年以下の懲役」から「6月以下の懲役」へ引下げ等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 被告人の防御権の十分な保障を確保し、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う観点から、公判前整理手続における新たな証拠開示制度及び公判の連日開廷を含め、本法の運用に当たっては、制度の趣旨を踏まえるとともに、被告人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

また、開示された証拠の目的外使用の禁止条項の運用に当たっては、制度の趣旨を十分踏まえるとともに、裁判公開の原則並びに被告人及び弁護人の防御権にも十分配慮するよう周知徹底に努めること。

二 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までの実現を視野に入れ、実質的な論議が進展するよう、録画又は録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ実質的検討を行うこと。

三 国選弁護人の解任に当たっては、被疑者及び被告人の権利を不当に制限することのな

いようにしなければならないことにつき、周知徹底に努めること。

四 被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の運用については、国選弁護人選任の範囲を不适当に狭めることのないよう配慮すること。

五 被疑者に対する国選弁護制度については、被疑者段階における弁護人の援助の重要性にかんがみ、制度の実施状況を踏まえつつ、より良い制度とするための見直しについて検討すること。

六 檢察審査員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとなるよう、広く国民に説明するよう努めること。

右決議する。

総合法律支援法案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になっている状況にかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 総合法律支援の趣旨

新たに設ける運営主体を中核として、民事・刑事を問わず、国民が全国どこでも法的紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるような総合法律支援の態勢を整備する。

二 運営主体とその業務

1 日本司法支援センターの設立

総合法律支援体制の中核となる運営主体として、独立行政法人の枠組みに従いつつ、最高裁判所が設立・運営に関与する日本司法支援センターを新たに設立する。

2 日本司法支援センターの業務

① 相談窓口（アクセスポイント）

法律上の紛争についての相談の受付、情報提供、関係機関等（弁護士会、隣接法律専門職種団体、各種ADR機関等）への振り分け業務等を行う。

② 民事法律扶助

民事法律扶助事業（資力が十分でない者に対する法律相談、裁判書類の作成の援助、代理援助等）を行う。

③ 公的刑事弁護

迅速な選任が必要とされる捜査段階の公的弁護制度及び連目的開廷による集中審理（裁判員制度によるものを含む。）に対応し、全国的に充実した弁護活動を提供

できるようにするため、契約により弁護士を確保し、国選弁護人の候補を指名して裁判所に通知する業務を行う。

④ 司法過疎対策

司法過疎地域等において、契約弁護士等に法律事務を取り扱わせる業務を行う。

⑤ 犯罪被害者支援

犯罪被害者に対して必要な支援を行う。

⑥ 関係機関との連携の確保・強化

弁護士会、地方公共団体等関係機関との連携の確保・強化を図る。

3 日本司法支援センターの組織等

① 組織形態

日本司法支援センターは、公正中立で、運営責任の明確性及び経営内容の透明性が図られ、かつ、提供するサービスの質及び効率の向上を図る仕組みを備えた法人とともに、独立行政法人の枠組みに従いつつ、運営主体の行う業務が司法に密接に関わるものであること等を踏まえた適切な組織形態とする。

② 弁護活動・訴訟活動の独立性

日本司法支援センターは、契約関係にある弁護士の個別の弁護活動・訴訟活動について、指揮命令できないものとする。

③ 審査委員会の設置

日本司法支援センターの業務の運営に関し、特に公正かつ中立な判断を確保する必要がある事項を審議するため、有識者等から成る審査委員会を置く。

三 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、総合法律支援の実施及び体制の整備並びに日本司法支援センターの業務の範囲等に関する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 日本司法支援センターが、総合法律支援の理念に照らし、国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適切に対応することができるよう、十全の財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体、日本弁護士連合会、弁護士会その他関係団体との連携、協議を密にすること。

二 日本司法支援センターが行う各種業務に関しては、利用者及び関係機関等の声を聞き、法律扶助協会が現に行っている自主事業の実績をも十分に見据えつつ、国民の幅広い法的ニーズに応えられるよう常に見直しを行うこと。

三 民事法律扶助事業の資力要件等の見直しを含めた利用者負担の在り方及び対象者・対象事件の拡充について検討を行うよう努めること。

四 日本司法支援センターが、弁護士、弁護士法人及び司法書士その他の隣接法律専門職

者の司法過疎を解消するための対策を積極的に進めるとともに、真に必要な地域における事務所の設置、過疎地への巡回等利用者の利便性を十分考慮した業務運営ができるよう配慮すること。

五 契約弁護士等の職務の特性に配慮し、その自主性・独立性を十分尊重すること。

六 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が、住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる支援センターの業務に対し相応の財政的支援を含めた必要な協力をを行うとともに、特に、本法の施行を契機として、既存の法律相談等の住民サービスの提供を後退させることのないようにすること。

右決議する。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められていることにかんがみ、判事補及び検事が、一定期間、弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の向上並びにその職務の充実を図るために措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 弁護士職務経験

- 1 弁護士職務経験は、判事補及び検事の同意を得て、最高裁判所又は法務省と受入先の弁護士事務所との間の取決めに基づいて行われる。
- 2 弁護士の職務を経験する者は、判事補又は検事の身分を離れて裁判所事務官又は法務省に属する官職にそれぞれ任命され、その身分を有したまま、弁護士となってその職務を行うものとし、公務には従事しない。
- 3 弁護士の職務を経験する者は、受入先の弁護士事務所に雇用されて弁護士業務を行い、当該弁護士事務所から給与を受けるものとし、国からは給与を支給しない。
- 4 弁護士職務経験の期間は2年を超えることができない。ただし、特に必要があると認めるときは、本人等の同意を得て、開始の日から引き続き3年を超えない範囲内で期間を延長することができる。
- 5 その他、弁護士職務経験の終了、弁護士の職務を経験する者に関する服務等、国家公務員共済組合法・国家公務員退職手当法等の特例について、所要の規定を整備する。

二 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不動産登記法案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、不動産登記についてその正確性を確保しつつ国民の利便性の一層の向上を

図るため、登記のオンライン申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直すとともに、規定を現代語化する等のため、不動産登記法の全部改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オンライン申請の導入に伴う申請手続の見直し

- 1 登記の申請について、従来の書面による申請のほか、インターネットを使用するオンライン申請による方法も可能とする。これに伴い、登記の申請における申請人等の登記所への出頭義務は廃止する。
- 2 申請者の本人確認の手段として、現在の登記済証に代わり登記所から登記名義人に登記識別情報の通知を行う。登記名義人は、次回の申請時に本人確認のため登記所に登記識別情報を提供する。
- 3 登記名義人による登記識別情報の提供がない場合の本人確認手続として、登記官が登記名義人に対し登記申請に関する事前通知手続を行う。保証書制度は廃止する。
- 4 3の事前通知手続は、資格者代理人（登記申請の代理を業とすることができる者をいう。）が登記申請を行い、かつ所定の方式による本人確認情報を提供した場合には省略することができる。
- 5 登記官による本人確認調査の権限を明確化する。
- 6 登記申請時における登記原因を証する情報の提供を必須化する。

二、情報処理技術の進歩に伴う規定の見直し

登記を磁気ディスクをもって調製された登記簿で行い、登記所に備え付けなければならない地図及び建物所在図の電子化を図る。

三、その他の改正

- 1 法文を平仮名書き、口語体に改めるとともに、法律に規定すべき事項を整理する。
- 2 予告登記の制度を廃止する。
- 3 登記官の過誤による登記を職権で更正する手続及び審査請求に理由があると認められる場合は正手続を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法におけるオンライン申請手続の導入に当たっては、広く国民各層に周知徹底を図り、国民の不動産等に関する権利が一層保全されるよう適切な運用に努めるとともに、登記識別情報や電子署名などの情報が、個人の権利及びプライバシーにかかわる重要情報であることにかんがみ、万全な情報管理体制を構築すること。
- 二 本法の施行に必要な政省令の制定に当たっては、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、その専門的知見を十分活用し、本法の立法趣旨と適合するよう配慮すること。
- 三 オンライン申請においては、登記手続と当事者間の代金決済が同時履行できるよう、

- 登記代理権不消滅の規定の実効性を確保し、関係者の電子署名・電子証明書の有効性検証の権限を資格者代理人に認める等、万全な基盤整備に努めること。
- 四 登記手続の適正かつ円滑な実施に資するため、オンライン申請においても、無資格者が業として行う登記申請行為を調査するための適切な措置を講ずること。
- 五 新たに導入される本人確認に関する登記官の調査権限の運用については、不動産取引及び登記手続等に支障を来さないよう、十分に配慮すること。
- 六 公示制度の信頼性を確保し、不動産取引の安全を図るため、登記原因証明情報の内容の長期保存をすることができるよう適切な措置を検討すること。
- 七 登記所備付地図の一層の整備促進を図り、そのための十分な人的物的整備に努めるとともに、それを利用する者にとってより利便性の高いものとするため、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、その在り方について検討すること。
- 八 表示に関する登記申請における添付書面及び事実関係を疎明する書面等の取扱いについては、登記官による審査の迅速性を確保し、国民の負担を軽減するため、資格者代理人の制度の活用を図ること。
- 九 不動産取引及び登記実務等の重要性にかんがみ、本法の施行の状況、今後の技術進歩等について常に注視するとともに、改善の必要が生じたときは、速やかに所要の措置を講ずること。

右決議する。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、不動産登記法の施行に伴い、公示催告手続ニ関スル法律ほか128の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第43号）

【要旨】

本法律案は、児童買春及び児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等にかんがみ、これらの行為が強い非難に値することをより明らかにし、児童の権利の擁護を十全なものとするため、これらの行為について、厳格な処罰を行うができるように法定刑を引き上げるとともに、その処罰の範囲を広げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の明確化

この法律が、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童の権利を擁護することを目的とするものであることを明確化する。

二、児童ポルノの定義

写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、児童を相手方とする又は児童による性交等に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写し

たものをいう。

三、児童ポルノの提供等

- 1 児童ポルノを特定又は少数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて、児童を相手方とする又は児童による性交等に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録等を特定又は少数の者に提供した者も、同様とする。
- 2 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて、児童を相手方とする又は児童による性交等に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録等を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

四、その他の罰則の法定刑の引上げ

1 児童買春

児童買春罪の法定刑を、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金（現行3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に引き上げる。

2 児童買春周旋

児童買春周旋罪の法定刑を、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（現行3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に引き上げ、これを併科することができる。児童買春周旋を業とする罪の法定刑を、7年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金（現行5年以下の懲役及び500万円以下の罰金）に引き上げる。

3 児童買春勧誘

児童買春勧誘罪の法定刑を、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（現行3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に引き上げ、これを併科することができる。児童買春勧誘を業とする罪の法定刑を、7年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金（現行5年以下の懲役及び500万円以下の罰金）に引き上げる。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 児童買春及び児童ポルノの規制等については、この法律施行後3年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

②審査未了となった議案

難民等の保護に関する法律案（参第14号）

【要旨】

本法律案は、難民等の権利利益の保護を図り、もって難民問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、法務省から独立した難民認定委員会による適正かつ迅速な難民認定の手続及び在留難民等に対する生活支援に関する措置等について定めるとともに、難民認定に係る上陸及び在留の特別の許可制度を創設しようとするものである。